

東京都における契約締結委任限度額の見直しについて

各局への契約締結委任限度額の見直しについては、平成15年度に策定した「第二次都庁改革アクションプラン」及び「財務局改革行動計画」の取組事項であり、今後、各局に導入される電子調達システムによる契約事務処理能力の向上を踏まえ、入札・契約事務の一層の効率化に寄与できるよう、各局への契約締結委任限度額を一部拡大する。

工事契約関係

工事契約関係について、財務局は、大規模工事（建築2億円以上、土木1億5,000万円以上、いずれもB等級以上）の案件を担当し、それ以外の中小規模工事の案件は各局案件とする。

（設備工事<2,600万円未満>、設計等業務委託<1,000万円未満>は現行通り）

- 建築工事 現行 8,000万円未満 → 2億円未満
- 土木工事 現行 8,000万円未満 → 1億5,000万円未満
- 建築・土木工事に含まれるその他工事 現行 8,000万円未満 → 1億5,000万円未満

※ ただし、その他工事のうち、次に掲げる予定価格8,000万円以上で共同企業体を結成する工事は除く。
しゅんせつ(20)、造園(27)、運動場施設(28)、
ひき家解体(31)、一般塗装(37)、橋りょう塗装(38)、
防水(39)、金網さく(66)、道路標識設置(74)

物品買入・物件借入契約関係

物品買入・物件借入については、ほとんどが既製品の納品行為であり、瑕疵があった場合は、再度納品のやり直しを命ずることにより、履行の確保ができる。このような特性を踏まえ、外国企業の参入障壁とならないような資格要件の設定など、より公正性が求められるWTO案件及びこれに相当する高額案件は財務局が担当し、それ以外は各局処理とする。

ただし、建物管理、清掃及び警備等の委託については、現行どおりとする。（委任限度額1,000万円未満）

- 物品（印刷含む）買入 現行 500万円未満 → 3,000万円未満
- 物件借入 現行 2,000万円未満 → 3,000万円未満

※ ただし、WTO適用対象金額が3,000万円未満となった場合は、委任限度額は当該WTO適用対象金額未満とする。

実施時期

実施時期は、平成17年4月1日とする。